

別表第1（第3条関係）

抑制区域

事業を行わないよう協力を求める区域	理由
<p>国定公園（自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号の規定により指定された区域をいう。）、特別保護地区（同法第21条第1項の規定により指定された区域をいう。）、第1種特別地域（自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の2第1号に規定するものをいう。）、第2種特別地域（同条第2号に規定するものをいう。）及び第3種特別地域（同条第3号に規定するものをいう。）</p>	<p>優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置により、自然環境に影響を及ぼすおそれがある区域であるため</p>
<p>自然環境保全地域（茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）第3条第1項の規定により指定された区域をいう。）の区域内に指定する特別地区（同条例第6条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p>	<p>貴重な植物、動物等が生息し、又は生育する良好な自然状態を保持している地域であるため</p>
<p>鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された区域をいう。）内に指定する特別保護地区（同法第29条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p>	<p>鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域であり、工作物の設置や木竹の伐採等、開発行為が規制されている区域であるため</p>

<p>農用地区域（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イに規定するものをいう。）、甲種農地（同法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条に規定する農地をいう。）及び第1種農地（同法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち甲種農地以外のものをいう。）</p>	<p>優良農地を保全する目的で、転用が厳しく制限されている区域であるため</p>
<p>保安林（森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された区域をいう。）</p>	<p>水源の<sup>かん</sup>涵養，土砂流出の防備，土砂崩壊の防備その他災害の防備や生活環境の保全，形成等を目的として指定された区域であり，立木伐採や土地の形質変更が制限されている区域であるため</p>
<p>河川区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定するものをいう。）、河川保全区域（同法第54条第1項の規定により指定された区域をいう。）及び河川予定地（同法第56条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p>	<p>出水時に流下阻害が発生し，河川管理施設を損傷させる危険性がある区域であるため</p>
<p>砂防指定地（砂防法（明治30年法律第29号）第2条に基づき，治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止し，若しくは制限すべき土地として，国土交通大臣が指定した一定の土地の区域をいう。）</p>	<p>治水上の砂防施設を要する土地又は一定の行為を禁止し，若しくは制限すべき区域として指定され，災害発生<sup>の</sup>の危険性がある区域であるため</p>

<p>地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p>	<p>地下水等により発生する地すべりによる山や盛土等の造成地の崩壊被害を防止するため，一定の行為を制限する必要がある区域であるため</p>
<p>急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p>	<p>崩壊のおそれのある急傾斜地で，崩壊の助長，誘発されるおそれがないようにするために一定の行為を制限する必要がある区域であるため</p>
<p>土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p>	<p>急傾斜地の崩壊等が発生した場合は，住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域であり，土砂災害を防止するため特に警戒避難体制を整備すべき区域であるため</p>
<p>景観形成重点地区（土浦市景観条例（平成23年土浦市条例第26号）第10条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p>	<p>市の景観計画区域のうち，重点的又は計画的に景観の保全又は誘導を図る必要がある区域であるため</p>
<p>風致地区（都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第21項に規定するものをいう。）</p>	<p>都市における風致を維持し，景観を守るため，建築物の建築や立木の伐採や土地の形質の変更を規制する区域であるため</p>
<p>埋蔵文化財包蔵地（埋蔵文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項に規定するものをいう。）を包蔵する土地をいう。）</p>	<p>復元が不可能な市民の共有財産である埋蔵文化財を文化財保護法第3条に基づき，適切に保護管理する必要がある区域であるため</p>